

災害被害にあったみなさまへ

0. 避難所に行く

・自宅で生活できないときは避難所に行きます

電気、ガス、水道、トイレなどが使えなくなり、自宅で生活できないときは、近くの避難所に行きましょう。避難所では、食事代も宿泊費も無料です。各種支援情報の案内もあります。避難所は小中学校の体育館や公民館などです。わからないときは、近くの人に聞いてみてください。

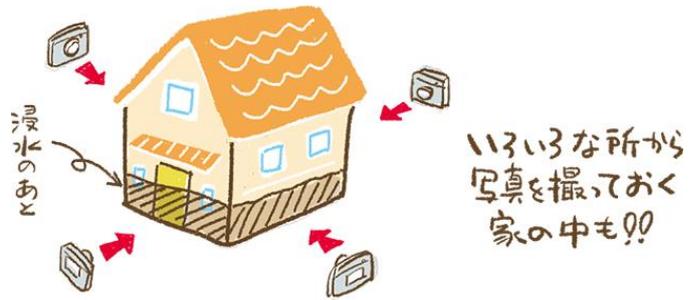
1. 被害の状況を写真に撮る

・被害の状況を記録しておく

修理する前に、被害の様子がわかるように、家の周りと家の中の写真を撮っておきます。家だけでなく、壊れたもの（自動車や冷蔵庫などの家電製品）も撮影しておきます。

浸水したときは、深さがわかるように水の跡を撮ります。

記録に残しておくことで、あとで保険金の請求や罹災証明書をとるときに役に立ちます。



※罹災証明書とは

市役所に自宅が被害にあったことを書類で申請します。

市役所では申請に基づいて家屋の被害調査を行います。

罹災証明書があると、生活再建のための給付金や融資、税金や公共料金などの減免や仮設住宅への入居など、被害の程度に応じて支援を受けることができます。在留カードの再発行もできます。

罹災証明の受付や発行までに、数週間から1ヶ月以上かかることもありますので、市役所で手続きを確認しましょう。

(注意) 申請がないと罹災証明書は発行されません。市役所に行きましょう。

ブレーカー
(玄関の近くにある)

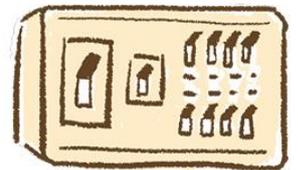
2. 片づけのまえに

・電気

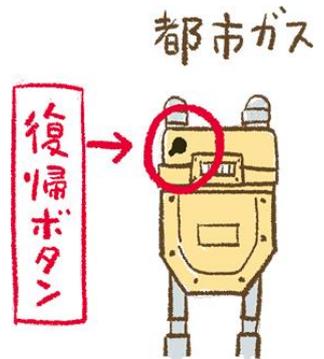
電気が漏電しているかもしれないので、ブレーカーを確認しましょう。ブレーカーが落ちていたら、感電の危険もありますので、電力会社に相談しましょう。

・ガス

家の中がガスの匂いがするときは、ガス会社に連絡しましょう。



都市ガスの場合、災害が起きたときに、自動でガスが止まることになっています。ガスが復旧していたら、ガスメーターの復帰ボタンを押すとガスが使えます。都市ガスが使えるかどうかは、ガス会社に確認しましょう。プロパンガスの場合、ガスボンベが動いているときは、ガス漏れをしているかもしれないので、ガス会社に連絡しましょう。



・ 保険会社などへの連絡

火災保険や建物共済に入っているときは、被害に遭ったことを保険会社に伝えましょう。修理などの補償金を受け取ることができる場合があります。

アパートの場合は、大家さんへ連絡しましょう。

自宅を修理する前に、被害の状況の写真を撮り、保険会社や大家さん、家を建てた建築業者などへ連絡しましょう。

3. 片づけをするときは

・ 怪我をしないように

怪我の予防のため、長靴やゴム手袋をします。ほこりやカビが舞っているので、感染対策として、必ずマスクをします。うがいや手洗い、消毒をして、水分補給もこまめにしましょう。

・ ゴミ捨てのルールはいつもと違う

自動車や冷蔵庫などの家電製品など、たくさんのゴミが出るので、いつもの場所ではゴミを集めません。市役所や近所の人に、ゴミの出す場所や時間を確認しましょう。



・ 災害ボランティアに手伝ってもらおう

たくさんのボランティアが「災害ボランティアセンター」に登録されています。家族だけで片づけをするのではなく、ボランティアに手伝ってもらいましょう。災害ボランティアセンター、社会福祉協議会、市役所に相談してみましょう。無料で手伝ってもらえます。



(注意)

・ 泥棒や詐欺に気を付けてください。

SNS などで情報が、デマ情報だということもあります。何かおかしいと思ったら、必ず誰かに相談してください。

・ 在留カードやパスポートをなくしてしまったら

大使館や入国管理局に連絡しましょう。